

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月10日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第3号

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（平成17年亀山市規則26号）の一部を次のように改正する。

別表危険及び不快手当の項中「 | 300円 | 」を

「 300円。ただし、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する消防職員が行う同条第1項に規定する救急救命処置に係る業務に従事したときは、700円を加算する。」	に改める。
--	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。